

公益財団法人日本住宅総合センター
評議員の報酬並びに費用支払に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本住宅総合センター（以下「この法人」という。）定款第16条第3項に基づき、評議員の報酬並びに費用支払に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 この規程において、報酬とは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給及びその額)

第3条 この法人は、評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、評議員会の出席謝金として、1回につき、25,000円を支給する。

(費用)

第4条 この規程において、費用とは評議員がその職務遂行に当たって負担した交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(費用の支給及びその額)

第5条 この法人は、評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、公益財団法人への移行登記の日〔平成25年4月1日〕から実施する。